

会 議 記 録

会議名称	令和5年度第4回杉並区子どもの権利擁護に関する審議会	
日時	令和6年2月15日(木) 18時30分～20時32分	
場所	杉並区役所 中棟6階 第4会議室	
出席者	委員名	高木委員、谷村委員、田村委員、増田委員、向井委員、曾山委員、板垣委員、佐野委員、横田委員、岡野委員、横山委員、若松委員、野村委員、新藤委員
	事務局	子ども家庭部長、子ども家庭部子ども政策担当課長(子ども家庭部管理課長兼務)、子ども家庭部地域子育て支援課長、子ども家庭部子ども家庭支援課長(子ども家庭部児童相談所設置準備課長兼務)、子ども家庭部保育課長、子ども家庭部保育施設担当課長、子ども家庭部児童青少年課長、保健福祉部障害者施策課長、杉並保健所保健サービス課長、教育委員会事務局庶務課長、教育委員会事務局済美教育センター教育相談担当課長
傍聴者数	14名	
配付資料	資料1	杉並区子どもの権利擁護に関する審議会委員名簿及び席次表
	資料2	杉並区子どもの権利擁護に関する審議会事務局名簿
	資料3	前回(第3回審議会)議論の振り返り
	資料4	事前課題意見シート
	－1	条例に盛り込むべき「子どもの権利」とは
	－2	子どもの権利を保障するための「各主体(大人)の役割」とは
	資料5	現在の子ども施策の進行管理・検証の仕組みについて
	資料6	子どもからの意見聴取の取組・内容について
	－1	区ホームページ及び児童館・学童クラブにおける意見募集 結果一覧(全件)
	－2	「子どもにやさしいまちって、どんなまち？」イメージ図
	－3	「好きな場所って、どんなところ？」イメージ図
	－4	3月に実施を予定している意見聴取等について
	資料7	杉並区基本構想
	資料8	杉並区総合計画(令和6(2024)年度～令和12(2030)年度)及び杉並区実行計画(第2次)(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)抜粋
	資料9	杉並区子ども家庭計画(令和5(2023)年度～令和6(2024)年度)
	参考資料	広報すぎなみ2月1日号
	途中配布	「子どもワークショップ(シーズン2)」参加者募集チラシ
会議次第	1 開会	

	<p>2 議題及び報告事項等</p> <p>(1)「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」の検討における論点について</p> <p>①前回(第3回審議会)議論の振り返り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の対象となる「子ども」とは</li> <li>・子どもの権利の侵害に対する「救済機関」とは</li> </ul> <p>②事前課題意見シートの確認と議論</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に盛り込むべき「子どもの権利」とは</li> <li>・子どもの権利を保障するための「各主体(大人)の役割」とは</li> </ul> <p>③現在の子ども施策の進行管理・検証の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利を保障するための「具体的な仕組み」の観点から</li> </ul> <p>(2)子どもからの意見聴取の取組・内容について(報告及び予定)</p> <p>①区ホームページ及び児童館等における意見募集結果について</p> <p>②3月に実施を予定している意見聴取等について</p> <p>(3)基本構想及び総合計画・実行計画の改定について(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利を保障するための「区の責務」の観点から</li> </ul> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の進め方について</li> </ul>
野村会長	<p>定刻になりましたので、第4回子どもの権利擁護に関する審議会を開会したいと思います。</p> <p>次第に入る前に、審議会運営の確認について、事務局からお願いできればと思います。</p>
子ども政策担当課長	<p>それでは、事務局から確認させていただきます。</p> <p>まず、定足数の確認から入らせていただきます。従前どおり、定足数につきましては、条例の規定のとおり半数以上の出席で成立となっておりますが、現在、13名の委員の皆様がご出席くださっておりますので、今回の審議会は有効に成立しているものをご報告させていただきます。</p> <p>続きまして、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、次第の裏面に配付資料の一覧がございまして、これに基づきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、資料1としまして、当審議会の委員名簿、裏面が席次表となっております。</p> <p>資料2といたしまして、事務局職員の名簿でございます。</p> <p>資料3といたしまして、前回、第3回審議会で議論の振り返り、こちらは前回議論いたしました、「子ども」の年齢や対象の考え方、子どもの権利侵害に対する救済機関等の考え方に関するご発言をまとめた資料になります。</p> <p>次に事前に皆様方に提出をお願いしました課題意見シートを集約したもので、資料4-1が「盛り込むべき『子どもの権利』」、4-2といたしまして、「各主体(大人)の役割」となっております。</p> <p>資料5といたしまして、「現在の子ども施策の進行管理・検証の仕組み」。</p> <p>資料6-1は、区のホームページ及び児童館・学童クラブにおける意見募集の集計がまとまりましたので、その集計結果。</p>

	<p>6-2といたしまして、そのときの意見聴取のテーマ「子どもにやさしいまちって、どんなまち？」に対して寄せられたご意見をグルーピングしてなみすけと一緒に地図上に配置したイメージ図。これは左手の壁にも大きなものが掲示していますので、後でご確認いただければと思います。</p> <p>同じく6-3といたしまして、「好きな場所って、どんなところ？」に対するご意見について、多かった意見が大きな文字で表示される手法を用いて表したもので、こちらも同様に壁に掲示しています。</p> <p>次に資料6-4「3月に実施を予定している意見聴取等」。前回の審議会で触れたところもあるのですが、それ以外に意見聴取の機会が様々増えましたので、後ほどご説明させていただきます。</p> <p>資料7といたしまして、「杉並区基本構想」。</p> <p>資料8としまして、「杉並区総合計画」と「杉並区実行計画」。</p> <p>資料番号は振っていないかと思うのですが、ピンク色の表紙の冊子「杉並区子ども家庭計画」。</p> <p>併せまして、A3判縦でホッチキス留めの資料で、テーマごとに2種類あると思うのですが、資料6-1の取組に寄せられた意見の全件となります。</p> <p>最後に「広報すぎなみ」2月1日号ですけれども、こちらは野村会長にも監修していただきながら、子どもの権利に関する特集記事を1面と、おめくりいただいた2面、3面に掲載しております。それから、関連記事として、5面に子どもワークショップの参加募集記事が出ておりますので、ご参考で配付させていただきました。</p> <p>本日も資料が多いのですが、もし不足等がありましたら、お声がけしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>続きます、会議録の作成についてです。前回同様、会議録作成のために録音させていただいております。従来のご手続どおり、後日、皆様方にご確認のご連絡をいたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>また、3回目の会議録につきましては、既に区のホームページにアップされておりますことを申し添えます。</p> <p>撮影関係については、今受付をしているところです。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。皆さん、よろしいでしょうか。資料が結構たくさんありますけれども、途中で何かないということであれば、またお申し出いただければと思います。</p> <p>撮影の許可は。</p>
子ども政策担当課長	<p>今、書いている方がいらっしゃるそうですので、もう少しお待ちください。</p>
野村会長	<p>それでは、中身に入っていきたいと思います。ちょうど昨日、東京都のこども未来会議がありまして、東京都のこども基本条例の広報・啓発のために作成した動画について、都知事や子どもたちも参加する中でお披露目がありました。受託した吉本興業の矢部太郎さんとか、鉄拳さんとか、単にお笑い芸人というだけではなくて、いろいろとイラストを描いたり、漫画を描いたりする芸人さんたちを「こどもクリエイター」という形で中心になっていただいて、子ども参加の下、小学生の低学年、高学年、中高生向け、それから大人向けの動画を作成しました。こども未来会議では、子どもたちは原稿も用意してきたのでなかなか立派に受け答えしていましたが、それなりにいいものができましたので、</p>

	<p>ぜひご覧いただければと思います。</p> <p>私が何をやっていたかという、有識者会議の座長ということで、子どもたちとクリエイターが動画を作るときのバックアップをしていました。いろいろ迷ったときに意見を言ったり、アドバイスをしたり、提案をしたりということをしていて、昨日の子ども未来会議では参加した子どもたちのエスコートをする形で出席しました。会議の様子については動画がありますので、なかなかおもしろいものですから、ぜひご覧いただければと思います。</p> <p>それから、2月10日～12日に全国子ども施策自治体シンポジウムというのが小金井市であったのですが、子どもの権利に関する条例をつくっている自治体など、数多くの自治体に参加いただいて、こども基本法以降、子ども参加であるとか、あるいは条例制定に関して非常に関心が高いということがよく分かりました。東京も中央線沿線を中心としてかなり関心を持ってつくっている自治体が増えていますので、杉並区も力強く進んでいければと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>さて、広報紙の話がありました、「自分のキモチ伝える？」という、子どもの権利をテーマに1面見開きでというのはなかなかない企画だなと思って、関心を持って見ておりました。これについて、せっかくですので、もう少し宣伝をしていただければと思います。</p>
子ども政策担当課長	<p>それでは、ご説明させていただきます。実はこの特集は急遽決まりました、練り上げる時間が一般の特集に比べれば少々短かったのですが、この号の広報紙は小中学生全員に配布する設定になっていましたので、子どもの権利に関する杉並区や世の中の動きを広く知ってもらおうということ、また子どもの権利の中でも意見や思いを伝えることを主眼に置いて、野村会長にも一部監修をしていただきながら作成いたしました。</p> <p>幾つか声はいただいているのですが、教育現場での反応があったらぜひ聞かせていただきたいと思っておりますので、校長先生方からコメントを頂ければと思うのですが、佐野先生からよろしいでしょうか。</p>
佐野委員	<p>私は杉並区民だったので、2月1日に頂いて、「これいいな」と思っていたら、ちょうど学校現場でも全家庭数で配られたのです。</p> <p>この中身を見て、子どもの権利擁護のことで私も委員としてここでいろいろなことを議論しているわけですが、子ども目線または大人目線で見たときに、「こんなコトありませんか？」で、「家族の予定を決めるとき」「習い事をやめたいとき」「学校に行きたくないとき」「服を買いに来たとき」というのは、本当に「あるある」だなと感じたのです。子どもにもこれをお話ししながら、「君たちって本当は思っていることでも言い出せないことがたくさんあるんじゃないのかな」と、子どもたち一人一人に問うてみました。</p> <p>教職員にもこれを職員会議で説明したのですが、そのときに子どもたちに対しては、このチェックの「自分の『どうしたい』を大事にしよう」というところをまず子どもたちにしっかりと話してくれというお話と、あと、これもいいなと思ったのは、この「大人の皆さんへ」というところが、親にとっても、教員にとっても「あるある」なのです。大人の価値観で子どもに「こうでしょう」というのを話を聞かぬうちにこちらで決めてしまっていることがたくさんあるよねというお話もしました。</p>

	<p>私たちがこの子どもの権利擁護について話し合っている、その根本のところは、しっかりと子どもの気持ちを第一優先にして、いろいろなことを相談して、そして、子どものためのいい条例をつくっていくということを改めて感じたところです。ですので、こんなふうに全戸配布していただいたことはとてもタイムリーだったなというところで、本当にありがとうございました。</p> <p>以上です。</p>
横田委員	<p>私もこちらを拝見させていただいて、資料はそもそも2月1日ということで、私は移動教室の引率の真っ最中だったので、申し訳ありません、タイムリーには職員に伝えられなかったのですが、ただ、さっき佐野校長からもありましたように、これは「学校あるある」なんですよ。そういったことは常日頃、職員の気持ちも聞き取りながら、子どもの気持ちを考えていこうという形で伝えさせていただいております。</p> <p>これをパッと見た感じ、本当に見やすく、大人も「あっ」と思い直せるというか、振り返られるような内容になっていて、私もこれを持って学校に戻って使ってみたいと思いますし、子どもたちにも「これ知ってる？」というところで紹介していきたいと思っております。</p>
野村会長	<p>ありがとうございました。こうやって身近なことで、こういうことが子どもの権利なのだということがうまく伝わっていくと本当にいいなと思います。</p> <p>昨日、東京都でお披露目があった動画で、鉄拳さんが手がけられた大人向けの動画が2本あるのですが、泣ける内容になっていますのでぜひ見ていただきたいと思います。「そうだよな」という、子どもが困っているところと、それに対して大人が自分のエピソードの中で気づきを得るという短い動画ですが、本当にうまく作られているなと思っています。ちなみに、中高生向けの動画では「条例さん」として私が声優デビューしています。</p> <p>あと、幼児向けではランドセルの選択の話があって、昨日の都の会議に参加した子どもも動画を見た感想などで、自分が思いを伝えることの大切さとか、思いを伝えるということをしてはいけないと思っていたけれども、ワークショップを通じて得たことは、意見を言ってもいいのだということ言っていました。意見を言ってそれを聞いてくれる大人がいるのだという、そういう純粋な気持ちも表してくれたりしていたので、こういう広報で伝えるということはとても大切なことだなと感じています。ぜひ杉並区の方は「これ見た？」と宣伝していただければと思います。</p> <p>さて、前置きが少し長くなりましたけれども、議事に入っていきたいと思えます。</p> <p>それでは、資料3を用意していただいておりますので、かいつまんで、思い出す意味で前回の議論の振り返りをよろしく願いいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>その前に、先ほどの撮影及びパソコン持込み等の許可の申請が1件出ておりますので、これのご審議をお願いできればと思います。特になければ、許可ということでよろしいかなと思いますが、いかがでしょうか。</p>
野村会長	<p>よろしいでしょうか。(異議なし。)</p>
子ども政策担当課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第に基づきまして、2「議題及び報告事項等」の(1)の①「前回(第3回審議会)議論の振り返り」といたしまして、資料3</p>

	<p>のご説明をさせていただければと思います。</p> <p>前回ご議論いただきました「条例の対象となる『子ども』と「子どもの権利の侵害に対する『救済機関』」につきまして、改めて振り返りの意味で確認をしたいと思います。資料3は前回の会議録から関連するご発言について一部抜粋したものになります。参考に、ご覧いただきながらご確認を頂ければと思います。</p> <p>前回の議論としましては、大まかな方向性といたしまして、「条例の対象となる『子ども』」につきましては、いわゆる若者と呼ばれる18歳から30歳程度の青年期の方々は条例の対象となる「子ども」とはしない方向で検討を進めるものの、若者施策を当然軽視するものではないというご意見を頂いたかと思えます。</p> <p>また、「子どもの権利の侵害に対する『救済機関』」につきましては、一定程度設置すべきことのご意見を頂いたということで、今後、条例の制定に向けて検討を行うに当たっては、設置する方向で検討ということになっていたかと思えます。</p> <p>この2点につきまして、特段の異論がなければ、この方向で今後さらに議論を進めていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
野村会長	<p>よろしいですかね。前回、そのような議論がなされたかと思えますので、その方向で議論を進めていければと思います。</p> <p>それでは、次第の(1)の②事前課題意見シートということで、「条例に盛り込むべき『子どもの権利』とは」と、「子どもの権利を保障するための『各主体(大人)の役割』とは」について、皆さんにいろいろなご意見を出して頂きました。</p> <p>かなり数があるので、詳細にこれを検討していると時間がないので、お出しいただいた方に簡単にご説明いただけるといいかなと思っています。</p> <p>まず、「条例に盛り込むべき『子どもの権利』とは」ということで、この表では高木委員、谷村委員、田村委員という順番になっていますが、簡単にその趣旨などをご説明いただければと思います。</p>
子ども政策担当課長	<p>では、恐れ入りますが、お一人1分程度ぐらいでよろしくお願ひしたいと思います。</p>
高木委員	<p>読み返して勉強させてもらったなと思いました。まず、大前提として、子どもの権利は大切だよということを前文で謳ったほうがいいのではないかなと思った次第です。それから、安心して生きる権利、差別されずに生きる権利、個別の必要に応じて支援を受ける権利などを謳っていければいいのではないかなと思った次第です。</p>
谷村委員	<p>4つ書いています。子どもたちは忙し過ぎるのではないかというお話が前回も出ていましたが、私も中高生と関わって非常に感じますね。なので、遊ぶ権利、暇を謳歌する権利だったり、その背景の1つが「塾へ行け」とか「勉強しなさい」みたいな話もあると思うのですが、進路も親の意向にすごく影響されがちだと思うので、本人の主体性も大事にしてほしいなと思います。もちろん大人が子どもに対していろいろな思いがあって何かをさせることはあると思うのですが、ちゃんと理由を説明するということですね。</p> <p>あと、アイヌ民族のことも書いていますが、アイヌに限らずルーツであつたり、その方の文化を尊重されることも子どもたちにとって必要な点かなと思って書いています。</p>

田村委員	<p>子どもにも読みやすいようにと思ったら、大分漠然とした書き方になってしまって分かりづらいかもしいのですが、一番初めのところは、大人も子どももなく、これは基本的な人権として守られるべきところだろうと思ひまして、自分らしく個性を守られると。特に子どもは自分で守ることが難しいですので、他者に守られるということをイメージして書きました。守られるということに関しては、10、11、12も基本的には子どもですので、周りに守られるものだろうというイメージで書いています。</p> <p>最後のところも、子どもなのでというところで、「自分の考えを」と言われても、選択肢がそもそも何かあるのかも提示してあげないと、なかなか選べないかなと思いますので、周りの人間が決めつけずに、いろいろな選択肢を示してあげるといふこともぜひ周りの大人が意識すべきところかなと思ひてここは書かせていただきました。</p> <p>以上でございます。</p>
増田委員	<p>この意見シート作成において重視したことは特に「盛り込むべき子どもの権利」のところですが、大人にとって都合のよい、大人が保障しやすい権利ではなくて、今を生活している子どもたちが本当に必要としている、求めている権利かどうかということです。ですから、作成に当たっては、子どもたちの声を重視したつもりです。</p> <p>特にこちらの番号で言いますと、18番、19番、20番の子どもが自分の考えや意見を持ち、それを表明し、それが尊重される権利。自分に関わることやまちづくり等の話し合いに参加する権利。そして、学び、休み、子どもらしく遊ぶ権利がそれに当たります。</p> <p>中でも、子どもの心身の発達のために学ぶ、休む権利と同じぐらい大切な遊ぶ権利が様々な場面で十分に保障されていないということが、今回、子どもたちの声を通じて改めて私たちが分かったことですので、この権利はぜひ盛り込むべきだと思います。</p> <p>最後に、16番に挙げました差別されない権利は最も盛り込むべき権利の1つだと考えております。自治体によっては「あらゆる差別を受けない」ですとか、「差別や不当な扱いを受けない」という漠然とした表記もありますけれども、私、個人的には、中野区の条例のように、差別の理由を具体的に列挙するほうが子どもには分かりやすく、かつ子どもたちが自分ごととして捉えてくれるのではないかと考えております。</p> <p>以上です。</p>
向井委員	<p>皆様のおっしゃられていることに同意をしつつ、意見を尊重される権利ということについて、必ず「対話を通じて」という一言を入れてはどうかと考えました。意見聴取の取組に参加しまして、子どもたちは一方的に決めつけられていることが嫌だという意見がとても多かったのです。一方的ということは、つまり、対話が生じていないのかなと思ひましたので、大人、周りの人たちと必ずコミュニケーションを取った上で、自分たちの意思が尊重されるというところまで踏み込んで表現できればいいのではないかと考えてみました。</p> <p>あとは「(杉並区内でのびのびと遊び、安心して過ごす場所を提供される権利)」とカッコ書きとしているのですが、区内でのびのびと遊べるといったことが保障できると、杉並区の条例として踏み込んだ内容になるのではないかなと考えてみました。</p> <p>いろいろ書いているのですが、重視したいと思ひしたのは今の2点です。以上です。</p>

<p>曾山委員</p>	<p>私は 29 からですけれども、29 はもちろんとは思っていたのですが、30 番の「ひとりの人間として尊重される権利」がとても大事ではないかなと。子どもが大人の附属物とか、大人に準じるものと考えずに、対等な一人の人間として尊重する必要性を強く感じています。</p> <p>それと同じような感じにはなるのですが、「意見を表明し参加する権利」というのが、例えば今お話しいただいた「広報すぎなみ」にワークショップのお話も書いてあるのですけれども、うちの子がこれを持ってきたときに、畳んで、ただほかの配布物と一緒に親に渡すものとして持ってきたのです。なので、子どもは全く開いていないのです。すごく残念だなと思いました。例えば学校単位で、どういうふうに使おうのかをもう少し周知していただいた上で、中身を読んだり、こういうことを今杉並でやっているのだよということをやっていたらもっとよかったのかなと感じました。</p> <p>子どもの意見も、小6の娘と大学生の息子に話を聞いてみましたので、ご参考までということで、お願いします。</p>
<p>板垣委員</p>	<p>私は、まずPTAとか親の立場で子どもたちを見てみると、今の子どもたちはすごく生きづらい、息苦しい感じがして、例えば塾通いもそうですし、親とか学校、友達でも同調圧力とか、周りからいい子に見られたいとか、中学だと内申を気にするとか、すごくおとなしい子が多い。昔は結構自由に、不良もいたりしてのびのびしていたのですけれども、公園で遊んでも「うるさい」と言われるとか、あれをやってはいけない、これをやってはいけないという感じで、すごく子どもたちが息苦しいなと常々感じていました。</p> <p>それで、ここに書いたのは、どうしたら子どもがのびのびできるのか。自分の意見を言ったり、意見を言うというのは周りから認められるから言えるというのもあると思うのですけれども、そういったことを中心に考えて記載しました。</p> <p>どなたかもおっしゃいましたが、休み、遊ぶ権利というのはぜひ入れていただきたいなと思いました。</p> <p>以上です。</p>
<p>佐野委員</p>	<p>私も似ているのですけれども、この「広報すぎなみ」を少し読んでみて、子どもたちに話をしながら、今まで子どものことなのに子どもの意見を聞かずに、大人の価値観で決めてきたことがすごく多かったなと感じています。これからは意図的に子どもの意見表明の場をつくるとともに、対話を大切にして、子どもが参加したり、関わったりすることを大切にしていきたいなと思います。</p> <p>子どもも遊びたいし、休みたいと思っていると思うので、いつも私たち大人は子どもが頑張っていたりするのをイメージしてしまうのですけれども、子どもだって休みたいんだろうなと考えたときに、一人の人としてしっかりとその思いをかなえてあげたいなと思いました。</p> <p>以上です。</p>
<p>横田委員</p>	<p>私は意見交換にも参加させていただいて、子どもたちから生の声を聞かせていただいて、皆さんがおっしゃっているように、窮屈感といったものをいろいろ感じながら生きているのだなと感じました。</p> <p>まずは、子どもの権利について自分たちがしっかりと理解をしていくこと、また、すぐ隣の友達にもそういった権利があるのだよということをしつかり理解していくこと。そういったことをお互いに尊重していくことで、今後、彼らが10年、20年後に大人になって自分の子どもがで</p>



	<p>きたときに、今度は子どもの権利を守る大人になってほしいという形で、45 から 47、空欄になっているところはほぼほぼ同じようなことですけれども、書かせていただきました。</p> <p>そして、本当に今も悲しいニュースが出てきますけれども、せめてこの杉並区のこの世代の子たちが大人になったときには、そういったものがなくなってほしいという願いを込めて書かせていただきました。</p> <p>以上です。</p>
岡野委員	<p>私は 48 から 55 までですけれども、自分で考えて行動することが今の子どもには足りないのかなど。親とか先生がこうしなさいということに、優等生というか、言われたことをやるということで、大人になっても言われなくてできない大人も増えているので、小さい頃から自分で考えて行動するというのをやっていかないと、指示待ちの人間になってしまうなどということで、「自分で考えて行動する権利」。</p> <p>あと、失敗を恐れる子がすごく多くて、間違っではいけないとか、失敗してはいけないとって挑戦をしない子が増えているような気がするのです。なので、ほかの条例には全然ないのですけれども、私は「失敗する権利」を重んじて、子どもは初めてのことがたくさんあるのだから、どんどんチャレンジして失敗しなさいと。失敗は成功のもとですし、失敗することで成長することはすごくあると思うので、失敗を恐れずにやっていく権利があるよと言ってあげたいなと思って、失敗する権利を入れました。</p> <p>あとは、安心して生きる権利、発言する権利、遊ぶ権利、休憩する権利、皆さんと大体同じような意見です。</p> <p>あと、主任児の部会が昨日ありまして、議題に上げさせていただいたのです。主任児全体のまとめではないのですけれども、おのおのの意見としては、ほかに愛される権利とか、命を大切に平等に育つ権利。あとは、権利というのは誰が守るのだろうというところとか、杉並区でわざわざつくる必要があるのか、東京都の条例に準じればいいのかという意見とか、そういったこともありました。</p> <p>以上です。</p>
横山委員	<p>私は意見シートを出していないのです。なぜかというと、意見シートを書こうと思って各区市の条例を全部読み込んでみたら、すごくよくできているのです。その条例になくて、杉並区にあるものはないかと思って探したのですが、いまだに見つかっていません。</p> <p>ただ、条例を読んで感じたのは、条例ですから仕方がないのですけれども、誰が読むのだろうと。子どもが読んでも分からないのではないかと思います。</p> <p>中野区はルビを振ったり、豊島区は「皆さん」という呼びかけで、子どもに分かるように呼びかけているのですが、中を見てみると「性自認」だとか、「尊厳」だとか、割と難しい言葉を使っているのです。だから、もしつくるのだとしたら、条例は条例で、子どもにも分かる条例をつくるか、子どもが読んで分かる条例をもう 1 つつくるか、難しいとは思いますが、考えてみてもいいと思うのです。</p> <p>1 つ参考になったのは、先日、松庵小で野村先生が子どもたちにお話ししているのを聞いたのですが、それをそのまま文章にしたら子どもが考える条例になるのではないかと。大変難しいけれども、優しい言葉で子どもたちが読めるようなものができたらいいなという感じがしました。</p>

	<p>以上です。</p>
若松委員	<p>私は施設の職員だということもありまして、いわゆる虐待死とか、そういうワードが最初に入ってしまうので、「生きる」とか、「育つ」というワードをどうしてもキーワードとして挙げたということがあります。主体が、まず「子どもが」安心して、「子どもが」自分らしくとか、そういうのを並べてみたということ。</p> <p>あと、シンプルにして、これだと若干分かりづらいというのものもあるかもしれませんが、逆に『安心して生きる』って何だろうとか、『豊かに育つ』って何だろうみたいなことを子どもと一緒に考えていけるといいのではないかなと考えて出しました。</p> <p>以上です。</p>
新藤副会長	<p>本当に皆さんすばらしい意見で、どれも大事だなと思うのですけれども、個人的にこれは絶対外せないと思ったものを挙げてみました。</p> <p>私も障害のある子どもですとか、虐待されている子どもですとか、生きることが大変だったり、遊べなかったりという、子どもとして当たり前のことができない状況にある子どもを想定して書いてみました。</p> <p>ただ、「自分の意見を表す権利」というのが子どもの能動的な権利として非常に重要だと思うのですけれども、ここで重要なのは、子どもに意見を言う権利があったとしても、聞く大人がいて初めて成り立つことなので、そのことが分かるようにしないといけないのだろうなと思います。子どもの権利があるということは、聞く人がいて初めて意味を持つという、これはこの広報にすごくよく表れているなと思ったのですけれども、大人の問いかけがあって初めて子どもが自分の意見を言えたりするということですよ。そこもすごく大事なことではないかなと思いました。</p>
野村会長	<p>皆さん、ありがとうございます。私からの意見シートはありません。</p> <p>この意見シートは「子どもの権利」について条例に盛り込むとするとどうでしょうか、ということで皆さんにお願いをしたのですが、その議論に入る前提として、条例の中に「子どもの権利」を盛り込むということに今方向が向いているのですけれども、それでよいかということを確認しておく必要があるかなと思いました。</p> <p>例えば西東京市の条例などは前文に子どもの権利条約というのがあったと思いますけれども、権利自体は書かれていないのですね。子どもを支援する人を支援するというようなコンセプトになっていて、前文では子どもの権利を前提にしているけれども、必ずしも子どもの権利について条文に書かれていないということです。それ以外のところは割と書いているものも結構あるように思います。</p> <p>あと、東京都の条例があるからというお話がありましたけれども、都のこども基本条例は非常に簡単に書いている基本条例であって、みんな「都は」という主語になっています。都が何をするのかという内容であって、都はこれをやりますという意味ではいいのですけれども、それをそのまま区が準ずることはなかなか難しいかなと思っていますので、その点はぜひ民生児童委員の方にお伝えいただければと思います。</p> <p>ただ、基本条例ではあっても、最近都は結構積極的にいろいろやっていて、昨日もフリースクールへの補助について案を出していましたけれども、そのようなことから条例ができるということは非常に大きいということです。</p>

	<p>「子どもの権利」について条例に書いたほうがいだろうと思って、事前課題のお願いをしたのですが、その理由の1つとして、子どもの権利というのは、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」という、ユニセフが言っている4つの権利があったのですが、ユニセフでは、4つの権利に関する説明をホームページから下げてしまったのです。今、ユニセフのホームページを見ると、ユニセフは4つの権利という考えに基づいていません、という説明になっています。</p> <p>その理由としては、あの4つの権利というのは、条約の分類概念というふうに使われていて、つまり、何条から何条まではこの権利という、その分類が正しいかということと、その分類によって何か抜け落ちてしまう権利があるのではないか、あるいは子どもの権利が4つしかないというように誤解されることが問題だとホームページでも書かれていました。</p> <p>国連子どもの権利委員会の大谷美紀子さんなどもこの4つの権利については非常に反対をされていて、という話は以前させていただいたかもしれませんが、その意味では、今、「子どもの権利って何？」と聞かれたときのよりどころがなくなってしまっているのですよね。その意味では、「子どもの権利って何？」ということを経験の中で表していくのは1つ重要なことかなと思っています。</p> <p>もちろん子どもの権利条約の権利を等身大で全部凝縮して書くことは多分難しいと思うのですが、今の子ども、あるいは今杉並区にいる子どもにとって、何を重点的に権利として保障していく、権利としてイメージしていくのかという意味合いで書いていくことは重要なことだと思いますけれども、いかがでしょうか。子どもの権利を条例の条文で表していくということについて、何かご意見があればお伺いできればと思います。</p>
<p>谷村委員</p>	<p>権利を盛り込むのは賛成します。賛成しつつ、先ほどのユニセフが4つの権利を取り下げたという話から考えたのですが、杉並区の条例に権利が載ることで、これ以外は違うみたいな解釈が生まれぬような余地というか、憲法の幸福追求権のような、そこからまた新しい権利を解釈して広げたり、子どもの権利はほかにもあるだろうし、これからも考えていく、問い続けていくという余地があるような文面も入ったほうがいいのかと思いました。</p>
<p>野村会長</p>	<p>これも以前お話しさせていただいたかと思いますが、川崎市が初めて条例をつくる時に、当初は、子どもの権利条約があるので、権利を記載することはしないほうがいいのかという前提で条例づくりが始まったと記憶しています。ただ、子どもたちといろいろ対話を重ねていく中で、子どもたちがよりどころとするものがあつたほうがいいのかということで、子どもの権利について書いてみようということで工夫して出来上がったのが川崎市の条例になるかと思っています。</p> <p>まだ4つの権利、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」などというのはあつたときなかったというか、違う言い方をされていたと思うのですが、川崎市の条例では核となる7つの権利というのがあつて、それぞれの権利が守られるためにはこういうことが必要であるという書き方をしたと思いますが、以降、ほかの自治体でもかなり参考にされて、比較的テイストが似ている条例も各地で出来上がってきています。</p>

	<p>そういう書き方をしたのは、例えば7つの権利としてしまったことによって、7つの権利しかないと思われたら困るなど。このことを守るためにはほかにこういうことが必要であるという工夫をした記憶はあります。</p> <p>一方、直近では、東京都のこども基本条例は修正協議の中で、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」というのを子どもの権利として挙げられたのですけれども、それについてはその4つだけではないでしょうと反対をさせていただいて、「など」を入れたという経緯があります。なので、今、谷村委員が言われたことは本当に十分注意して書かなければいけないと思います。ありがとうございます。</p> <p>それでは「子どもの権利」については、条例に書いていく方向でよろしいですかね。書くのに失敗したらやめるというはあるかもしれませんが、一生懸命書いてみるという方向で考えられればと思います。</p> <p>今日、皆さんに書いていただいたことをまとめることは難しいので、考え方の比較的近いものをうまくグルーピングするなど、事務局で資料づくりを少ししていただいた上で、子どもの権利を書くワーキンググループ（部会）をこの本会議とは別に立ち上げられればと思います。</p> <p>後ほど日程の発表があると思いますけれども、こういう会議だと、全員が合わないとなかなか日程が決められないのですけれども、今回のワーキングに関してはご提示した日程でご都合の合う人はどなたでも、ということではいかがでしょうか。何回かやるのであれば、1回目は出られなくても、いつでも出入りが自由ということにして、ワーキングで考えたことをこの会議体本体に出して検討できればと思います。なので、数名しかいなくてもやらせていただくことにしたいと思います。皆さん、本当にどうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、もう1つの意見シート「子どもの権利を保障するための『各主体（大人）の役割』とは」ということで、恐縮ですが、これも簡単にまたご説明いただけるといいかなと思います。</p> <p>では、先ほどと同様に高木委員から。</p>
高木委員	<p>まず、保護者または家庭という、私は養育家庭をやっているものから、家庭というものが大事で、子どもの養育をする責任主体としては第一義的に保護者または家庭ですよねということを書きました。</p> <p>あとは区ですよね。区は、保護者が子どもの養育を行えるように適切な措置をやってくださいということで、個別具体的な救済を図る施策、救済機関を設置するようなこともやっていただきたいと思います次第です。</p> <p>それから、子どもが育ち学ぶ施設ということと、区民というもの。区民は、子どもの権利について十分に理解を深めて、子どもが権利の主体なのだよということを十分に理解するように努めるとともに、子どもの貧困とか、虐待とか、ネグレクトが疑われる場合には積極的におせっかいをして、ほかの関係機関に連絡するように、区民に対して求めているのではないかなと思った次第です。ざっくり言ってそんなところです。</p>
谷村委員	<p>いろいろ書いているのですが、まず、保護者とか教育関係者が勉強できる機会、区に制度や研修をつくっていただき、大人が学ぶというのが大事なかなと思いました。</p> <p>あと、救済機関の議論が前回ありました。待っていてもなかなか来ないけれども、少人数で子どもたちに関わりに行くというのも大変なの</p>

	<p>で、子どもたちによく関わる立場の人たちを子どもの権利擁護サポーターみたいにして、その人たちが何かあったときに聞き出す役割として、子どもたちの様子を見ながら、何かあったらその救済機関へつなぐみたいなサポーターをどんどん養成して増やしていくのがいいのではないかなと思いました。</p> <p>あとは、子どもがやりたい活動に対しての助成金とかがあまりないなと思います。子どもに出せるやつもあると思うのですがけれども、大人の団体と競争となるとなかなか厳しいところもあって、子どもたちのやりたいことの必要なお金の額が少なかったりすると思うので、そういう子ども向けの助成金だったり、子どもが何か社会でやりたいというときに、押しつけではなく、フォローするコーディネーターのような人、サポートセンターみたいな場所があるとすごくいいなと思ったりしました。</p>
田村委員	<p>私は、保護者と区と施設と地域で書かせていただいたのですが、区以外のところで一番大事だと思って全てに書かせていただいたのが、「子どもの人権を理解し」というところがございます。全ての主体の方がまずこの人権を理解していないと、そのために必要な行動が取れないかと思しますので、ここは絶対必要だろうと思って書かせていただきました。</p> <p>そういった意味では区だけちょっと毛色が違うのですが、ナンバー16で、思ったときに、仕組みの障害になっているようなものがあれば取り除いていただきたいということを区のところに書いてあります。</p> <p>あとは全ての主体が理解するために必要な啓蒙のところ、これもぜひ区に担っていただきたいなということで、そのような書きぶりしております。あまり具体的なことではないのですが、そういった内容で書かせていただきました。</p>
増田委員	<p>私も、区、保護者、子どもが育ち学ぶ施設、区民と書かせていただいたのですが、特に区と育ち学ぶ施設の関係者をお願いしたいことは、子どもが子どもの権利を知って、自分とほかの人の権利の大切さについて学ぶ機会、なかなか学校の授業の中で人権教育の時間とかも限られていると思うのですが、まず子どもたちが自分と他者の権利の大切さについて学ぶ機会をぜひ保障していただきたいということ。</p> <p>それと、区としては「支援者への支援」と書きましたけれども、子どもの健やかな育ちのために取り組んでいるいろいろな関係者、団体、区民に対して必要な支援を行っていただきたいということです。</p> <p>それと、保護者についてはたくさん書いたのですが、子どもの健やかな育ちのために、必要に応じて子育てに関する協力や支援を学校や区に積極的に求めていくという重要な役割があるかと思えます。</p> <p>以上です。</p>
向井委員	<p>私も、区と区民と保護者と事業者について書きました。一番ボリュームが多くなってしまったのが区でした。区役所の皆さん、申し訳ないですが、もちろん区民として協力することが前提で書きました。</p> <p>皆さんおっしゃっているように、この審議会委員として取り組んでまいりましたが、この「子どもの権利って何？」というところは、私自身も含めて理解されていないし、周知されていないということをすごく実感しました。ですから、まず周知するための取組を徹底的に行っていくことが大事ではないかと考えまして、18番の区のところに書きました。</p>

	<p>それを実感してもらうためにも工夫した施策が必要ではないかと感じまして、居場所づくりですとか、啓蒙するもののツールみたいなものも考えてしまって、妄想が膨らんでいろいろ書いてしまったのですけれども、子どもたちが自分たちが大切にされていると実感できるような施策が何か必要だと思いますので、居場所も一等地につくるとか、啓蒙資料でハンドブックですとか、いろいろなコンテンツをやっていくと思うのですが、身体を使った啓蒙の資料などができたらいいのではないかと思います。審議会案件ではないかもしれませんが、子どもの権利ダンスまたは体操みたいなものをつくって、身体で覚えていってもらえるようなことができると、ちょっとムーブメントも起こせるのではないかと思います。それを区に要望しているのですけれども、もちろん区民として協力したいし、それは皆さんと一緒に広めていければいいなと考えました。</p> <p>以上です。</p>
<p>曾山委員</p>	<p>私も区とか事業者とか、いろいろ書かせてはいただいたのですけれども、大きくは杉並区にぜひお願いしたいと思っていますところ。皆様と同じように、子どもの権利に関する普及啓発、周知活動をぜひ行っていただきたい。特に、保護者が知らないことで子どもにとって不適切な行動をする可能性も十分あるなというところもあるので、区にはぜひ周知活動を徹底していただきたい。</p> <p>保護者についてももちろんそうだとは思っているのですけれども、特に私は区民と地域に注目をしていまして、親子の孤立を防ぐというところ。たまたま見かけたおうちが、「このおうち見たことないな」というところが、杉並、東京はそうだと思うのですけれども、それによって親子がどんどん孤立していくのを私自身が子育てをしていて感じていたことです。そういうところもあって、区民や地域の方々には親子の孤立を防ぐ、子どもにとって優しいまちづくりを担うというところをぜひ考えていただきたいなと思うところ。たまたまですけれども、直近で、杉並区子どもの居場所意識調査の書類が我が家に届きました。まさかの無作為抽出で、我が家の娘に宛てて、というところかなと思ってなのですが、例えば居場所はすごく大事というのは本当に皆さんお分かりだとは思っているのですけれども、公園の施策のところボールを使ってはいけないとか、大声を出してはいけないとか、例えば仕事で遅くなってしまって、夜の遅い時間に親子でちょっと散歩するような時間であっても、子どもがキャーキャー言ったりすると「うるさい」とどなられるとか、公園もなかなか行きにくいなと考えたりするので、子どもの権利というところとか、もしかしたらこの時間しか散歩ができないご家庭もあるのかなと配慮いただけるような環境、寄り添えるような区民であるといいなとすごく感じています。</p>
<p>板垣委員</p>	<p>私は、直接子どもと関わる可能性が高い親と育ち学ぶ施設について結構厳しいことも書かせていただいたのですけれども、まず、親の中には「子どもが別人格」だと思っていないのかな、と思われる方もいるので、まず「子どもは別人格」ということを親が認識するということは大事なかなと思います。また、全体に共通して思ったのは、「子どもにとって最もよいこと」を常に念頭に、子どもの権利を常に念頭に置くということ。</p> <p>それから、親と育ち学ぶ施設については、強要しないというか、子どもの意見をしっかり聞くとか、育ち学ぶところについては、先生は怖い</p>

	<p>存在と思っている子どももいると思うので、そういう子どもの気持ちを酌んで接することをお願いしたいなど。</p> <p>杉並区については皆さんがおっしゃるように、そういったことの啓蒙活動とまちづくりの推進をお願いしたいと。</p> <p>区民については曾山さんもおっしゃっていましたが、公園で子どもが普通に遊んでいても「うるさい」と学校にクレームが入って、「公園で大声を出さないように」と通知が来たり、どんどんできないことが、うちのマンションもそうですけれども、結局、数の多い人の声を通してしまふところがあって、子どもの意見が抑えられてしまっている感じになっているので、区民はそういったことを、自分たちも小さい頃は大声で遊んだでしょうとか、子どもたちをのびのび遊ばせてよといった意識づくりをするための啓蒙活動を区にお願いしたいなと思います。</p> <p>以上です。</p>
佐野委員	<p>私は、区と区民と保護者と育ち学ぶ施設、事業者、あと子どもに関わる各団体ということで、全てのところに役割をたくさん書かさせていただきました。みんなが役割を担っていくことが大切だなと思っています。</p> <p>特にお願いしたいのは、今、学校はいろいろなものを抱えているので、学校以外の多様な学びの場とか、その整備をすることが私はとても重要なのではないかなと思っているので、いろいろな学校以外のところの役割をしっかり担っていただきたい。</p> <p>それから、子どもの権利を守るための権利擁護委員とか、オンブズマンとかそういった相談員、専門員はしっかり置いてほしいし、予算措置も区にお願いしたいです。</p> <p>あと、私は、もっと子どもに力を借りることとか、子どもの社会参加みたいところをこの役割として各団体が入れたらいいのではないかなと思っています、例えば育ち学ぶ施設だったり、子どもに関わる各団体だったり、子どもが人の役に立ったり、社会の役に立ったりすることを大切にするとか、「ありがとう」と言ってもらえる子どもを育てるみたいなことで、子どもの力をもっともっと借りたほうが子どもの権利条例にとってもいいのではないかなと思いました。</p> <p>あと、事業者には、職場体験みたいなものを積極的に受け入れることも入れたらどうかと思いました。</p>
横田委員	<p>私は、主体は区、区民、事業者、保護者、子どもが育ち学ぶ施設、地域など、言ってみれば本当に全ての大人だと思っています。</p> <p>先ほど私、意見を聞いた子どもたちの願いを込めてですけれども、未来に向かってこういう大人になってほしい、しっかり子どもの権利を守れる大人になってほしいという話をさせていただきました。この条例が制定されたときに一番難しいのは、この制定されたときの大人自身が変わっていかないといけないのだろうなと思っています。これは喫緊の課題だし、一番難しいところだと思うのです。</p> <p>私の経験の中でも、子どもの権利が侵害されているといいますか、かわいそうだなと思うようなご家庭があったのも事実です。その部分は、学校で学ぶことという感覚ではなくて、学校はもちろん関わりますけれども、いろいろな事業者であったり、もちろん区であったりも変えていかないと、今現実に生きている子どもたちが守っていけない。それを何とかしたいというのは現場として切実な思いです。</p> <p>なので、7年度に制定されたときに、そこで大人たちにどう周知していくのか、伝えやすくしていくのか。さっきの広報ではないですけど</p>

	<p>も、あれを今読んでも本当にそうですけども、すごく伝わりやすいし、大人の感覚をどう変えていくのかということをやっている限りは、条例だけはあるけれども、結局、絵に描いたもちという状態になりかねないので、その部分については我々大人がしっかりと意識を変えていくことが非常に重要ではないかなと思っています。かといって、今私がどうしようという具体的な案はないですけども、そこをどう解決していくかということは話題の中にも入れていただけたらなという思いはあります。</p>
岡野委員	<p>私も、保護者、事業者、地域、子どもが育ち学ぶ施設、全てにコメントさせていただきました。トータル的には、子どもの考えや気持ちを受け止めて話し合うとか、子どもが安心・安全に育つ権利というのをやっていただきたいなと思っています。</p> <p>あと、子どものヘルプサインを知らない人がすごく多いので、できれば区に対しては子どものヘルプサイン、ハンドサインとも言われますけれども、こういったしぐさをした子どもたちが虐待に遭っていたり、性的なこととかあったりもするので、ぜひそのヘルプサイン、ハンドサインを周知していただけたらなと思っています。</p> <p>それと、区ですけども、子どもの養育が困難な場合には保護者の支援に努めるとか、安心して育てる環境をつくっていただきたいなと思っています。大体そういうところです。よろしくをお願いします。</p>
横山委員	<p>学校、保育園、幼稚園というのは指導者がいますけれども、それ以外の場所ですね。それを離れたときに子どもたちがどう過ごすかという居場所が必要だと思うので、居場所を保障していただきたいと思います。</p>
若松委員	<p>私は、保護者、区、子どもが育ち学ぶ施設、事業者に書かせていただきました。なかなかぴんとこない部分もあったので、ワードとして「子どもの健やかな育ち」であるとか、「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」というワードを5つ、ほかのいろいろな条例を見ながら、よさそうなものを書き記したという感じです。</p>
新藤副会長	<p>私も少し書かせていただいたのですが、ここでお伝えしたいこととしては、1つ保護者についてのところです。私は「保護者以外の子どもと関わる人々や機関と協力して子育てをする」と書いたのです。子どもを育てる責任が保護者にあるということは逃れられない事実だと思うのですが、子どもは保護者の所有物という考え方ではなくて、社会のものとして育てていくということを書く必要があるのではないかと思います。保護者がいろいろな人たちと協力して子育てをしていくために、区や子どもが育ち学ぶ機関である学校とか、保育園とか、幼稚園とか、地域の方々が協力をしていくことが大事なのではないかなと思います。</p> <p>多分、条例で書く順番がいろいろあるかなと思うのですが、個人的には保護者の責任がすごく重大だ、みたいなことを最初に書くのはちょっと違うかなとは考えております。すみません。個人的な意見です。</p>
野村会長	<p>ありがとうございました。皆さん、書いていただいた内容の説明と同時に、書かれていないことも今お話しいただきました。議事録としても大変有用なものになりますので、併せて記録していただければと思います。</p> <p>また、この「各主体（大人）の役割」の進め方については、「子どもの権利」の検討を先行させながら、「各主体（大人）の役割」についてもワーキングでまとめていって、ここに提示できればと思います。なので、</p>



	<p>「各主体（大人）の役割」については少し温めさせていただいて、ワーキングで検討した後に成案にしていければと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、もう1つ重要なテーマとして、子ども施策や子どもの権利保障のための進行管理が重要なテーマになってくるかなと思います。特にこども基本法は、子ども施策の基本理念を定めた上で総合的に推進するという法律になっていて、自治体にも国のこども大綱を勘案してこども計画を策定し、それを実施し、検証しということを求めていますので、今、条例をつくるとすると、この仕組みをうまく条例の中に取り込んでいくことがとても大事なかなと思いました。</p> <p>ということで、今日はやや資料提供という形になるかもしれませんが、現在、杉並区が子ども施策についてどういう進行管理をしているのかをまとめていただきましたのが、資料5になりますので、ご説明いただければと思います。</p>
<p>子ども政策担当課長</p>	<p>それでは、資料5につきましてご説明をさせていただきます。次第では2（1）③「現在の子ども施策の進行管理・検証の仕組みについて」です。</p> <p>まず、区が実施する子どもに関する施策の評価ですとか点検、進行管理や意見聴取を行う会議体につきましては、現在、この審議会とは別に、子ども家庭部が所管するものとして2つございます。また、教育委員会には教育施策の進行管理のための仕組みが別途ございます。いずれも区の内部だけではなくて、外部の有識者の皆様方にもご参画いただきまして、施策の進捗確認や、点検作業などを行っていただいております。</p> <p>それでは、それぞれの内容につきまして簡単にご説明させていただきます。資料5をご覧ください。</p> <p>まず1点目ですけれども、資料5の1ページ「子ども・子育て会議」になります。</p> <p>この会議は、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づきまして、杉並区子ども・子育て会議条例により設置される区長の附属機関になります。</p> <p>所掌事項としましては、法第72条第1項に掲げる事務が4つあるのですけれども、特定教育・保育施設の利用定員の設定、特定地域型保育事業の利用定員の設定、市町村子ども・子育て支援事業計画について、当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議するという機能を持っております。これとは別に、区長が必要と認める事項について意見を述べることとなっております。</p> <p>委員構成は、資料にもございますように、条例上は資料に記載した第4条第1項から第4項の区長が委嘱する委員20人以内となっております。現在の委員構成は、一番下に「委員構成」と点線囲みで記載しております各団体からのご推薦、公募の方々等で構成しているものになります。</p> <p>それ以外の会議体につきましては、それぞれの所管からご説明させていただきます。</p>
<p>児童青少年課長</p>	<p>次のページ、裏面をご覧くださいまして、「杉並区青少年問題協議会」になります。所管が児童青少年課となっておりますので、私から説明をさせていただきます。</p> <p>表の第1条「設置」の1行目でございます。地方青少年問題協議会法</p>

	<p>第1条の規定に基づく、区長の附属機関として設定している協議会となっております。</p> <p>その下、点線の枠囲みの中、上側に「地方青少年問題協議会法第1条」ということで引用してございますが、その2条に「所掌事務」がございます。青少年の指導、育成等に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。青少年に関わる総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること、こういった機能を持った協議会として設置しております。</p> <p>また、上の2行目、2項にあります。いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会の機能も併せて持つことになってございます。</p> <p>点線の枠囲みの中の後段ですけれども、「いじめ防止対策推進法」が載っております。こちらは平成25年に成立した法律でして、この14条1項に「いじめ問題対策連絡協議会」という規定がございます。地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、こういった協議会を置くことができるとされておまして、この規定に基づいて、平成29年度にこの位置づけを加えて、青少年問題協議会はこの位置づけも併せ有する協議会として運用をしているところになります。</p> <p>「組織」でございますが、下の表、2条になります。全20名ということで、まず、1項では青少年健全育成に関する活動を行う者が11名以内、下の点線の枠囲みにございますが、区内に関係していただいている青少年健全育成に関わる機関から各1名お出しいただいているところです。また、学識経験者2名、その他関係行政庁の職員ということで記載の5名、公募区民の方から2名という形で運営を行ってございます。</p> <p>こちらで取り扱っている事項は、進行管理という側面よりは青少年に関わる施策に関する意見聴取だったり、各機関の取組の共有というところかと思っております。子どもに関わるような計画改定などの案をお示しして、そこに関するご意見を頂戴したり、今、我々の重要な取組の1つになっている子どもの居場所づくりといったところを最近を中心に議題として挙げさせていただいて、各委員から様々意見を聴取する形で運営している状況でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>教育委員会事務局庶務課長</p>	<p>続いて、教育委員会からご説明申し上げます。子どもの施策というよりは、教育そのものに関わる施策になります。</p> <p>資料の3番目に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施」と書いてございますが、根拠といたしましては、法律の中に、毎年教育委員会が行っている事務、教育施策そのものになりますけれども、そこを点検・評価しなさいと。報告書を作成して、それを議会へ報告して、一般に公表しなさいという規定があります。点検・評価をするに当たっては、教育に関して学識経験を有する方の知見も活用する。要は、意見を聞いたり、その内容を見てもらうということをやっているものです。</p> <p>実施の方針はそこにいろいろ書いてあるのですが、毎年定めた方針に基づきまして、実際に教育委員会の中の各課でまず自己点検を行う。その中身を学識経験者、例年2名ほどお願いしておりますけれども、その先生方の意見交換を行って、いろいろご評価を頂く。さらにまた、その評価の内容を事務局の各課にフィードバックして意見交換をして、次に</p>

	<p>つながる教育の在り方とはどういうものかということで、最終的に報告案という形で仕上げていくこととなります。</p> <p>これについては、当然、教育委員会という組織がありますので、その中でも報告をしながらまたご審議を頂く。さらには区議会にも出すという法律がありますので、かなり二重三重に区に行っている教育施策については点検・評価が毎年きちんと行われているのではないかと考えております。</p> <p>実際的に評価を行う中で、説明会、学識経験者の意見交換をするということで、本当に有意義な会だなどと考えております。ほかのところと違って、保護者が何十人も集めたところで議論をするという形ではなくて、あくまでこういう形で点検・評価をしているという内容になります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>子ども家庭部長</p>	<p>今、所管課長からそれぞれ既に行われている点検・評価、進行管理の仕組みについてのご説明を申し上げましたけれども、当然、子ども施策全体で既に会議体を持ったり、あるいは法律の定めに基づいて意識的に点検・評価をやっているということでは今申し上げたところですが、それ以外にも様々取組をやっている中では、それぞれの事業ごとに毎年それぞれの事業の評価をやって、いわゆるPDCAサイクルで回すということは行政の全ての事務について意識的にやって、実はホームページにも事務事業評価なりは公表しているところです。区がやっているPDCAの動きというのはなかなか区民の方にお見せし切れていないところはあると思うのですが、全ての事業についてのPDCAは当然回しているということになります。</p> <p>ただ、子ども政策ということ言えば、今申し上げたものが仕組みとしてはありますし、また後ほどご説明いたしますけれども、行政計画ということで、今日お手元にも資料もありますけれども、その計画をしっかりとPDCAで回していくということも一方で行っております。今ご紹介申し上げたのは、現在区においてやっている、仕組みとして整っている進行管理・検証をご紹介させていただいたということでご理解いただければと思います。</p>
<p>野村会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>子ども施策を総合的に推進することが求められているということですが、今のご説明を聞く限り、子ども・子育て会議と青少年問題協議会ということで、子ども・子育て会議では子ども・子育て支援法の第3条に挙がっている利用定員、支援事業計画についてちゃんと回っているかという法律上の縦割りの検証を行っているということですね。</p> <p>あと、青少年問題協議会、いじめ防止対策推進法を含んでいるとはいえ、ここに挙がっている所掌を地方青少年問題協議会法に基づいてやっているということにややとどまっているのかなと思います。</p> <p>部長からPDCAサイクルを回しているというご説明がありましたが、他の自治体の経験で言うと、PDCAサイクルとあって、ちゃんと施策や事業が進行できているか各課が評価して、やっているかに見えるところも結構多いのですけれども、評価の内容が事業内容の説明があって、それがどうなりましたという事業概要的なものになっていることが多いのですよね。</p> <p>大事な短期、中期、長期の事業目標がないことが多くて、こういう事業内容で、こういうふうにやりました、ということをおA、B、C、Dで評価してくださいというような自治体が結構多いのです。そうすると、こ</p>

	<p>ういうことをやりました、に対するA、B、C、Dは、一体何を基準に評価をつけているのだろうかという自治体が多いのです。杉並区は分かりませんが。だけれども、A、B、C、Dと評価できるということは、短期、中期、長期の事業目標があるからで、これは学校でもそうですよね。子どもたちの評価をするに当たって、何となくA、何となくBというのではなくて、教育目標等があつて、そこに達しているかどうかということで評価すると思うのですけれども。杉並区はそうなっているのかなと思ひながら聞いていましたが、今、一生懸命答えようとされていましたので、きつとなつているのだと思います。ちゃんとはいないのですけれども、きつとなつているのだと思います。</p> <p>いずれにせよ、子ども施策について総合的という状況にはないようでしたので、条例の中で総合的に施策を推進するための仕組みを設けていくことを考えなければいけないだろうという気はしています。これはどういう在り方が好ましいのかは、自治体が持っている在り方とか、資源とも関わるので、少し調整させていただいて、こういうものでどうでしょうかと提案させていただくというふうにしようかなと思ひています。</p> <p>仕組みはいろいろありますが、例えば川崎市とか中野区では、子どもの権利委員会というのを別に設けて、子ども施策の検証をやったりしています。ただ、川崎市で言うと、市長が諮問したテーマに対して、それができているかどうかということをするのです。それはそれで意味があると思うのですけれども、そうすると、施策全体を見ているというよりは、3年ごとに与えられたテーマについて検証を行うので、それが何回か行われる中で全体が初めて分かってくるという形になっていたりもします。</p> <p>一方で、豊島区は今、青少年問題協議会が、かなり所掌を広げていて、子ども施策全般について検証するという形になっているはずで、なので、青少年問題協議会法にとどまらずに、青少年問題協議会が子ども施策の全てについて事業概要と事業目標、その進捗度合いについて、それぞれ各課の自己評価に対して評価を与えていくということで進捗管理をしているところもあるので、自治体によって随分やり方が違ってきます。どんな在り方が杉並区に好ましいのかということについては、事務局とやり取りをして見定めさせていただいて、こういう形でいかがでしょうかというのをどこかで提案できればと思っています。</p> <p>ということですが、今、この仕組みの説明を聞かれて、何かご意見なり質問なりございますでしょうか。</p>
曾山委員	<p>今、杉並区でいろいろ審議会もやっているのだなというのを拝見して、区役所のホームページを何となく見てみたのですけれども、その中で、全く別ですが、区からのお知らせで「聴くオフ・ミーティング」の参加者を募集しますというのがあったのです。公園で子どもたちの声がというお話を何度かさせていただいた中で、たまたまその「聴くオフ・ミーティング」のテーマが「さまざまな立場で考えよう！みんなの公園を気持ちよく使うには？」というテーマだったのです。せっかく本当にナイスタイミングな状況で、3月23日にその「聴くオフ・ミーティング」をやるということも、これは子ども家庭部の所属ではないことだろうからだと思うのですけれども、多分私たちは知っていたらすぐ行きたいと思うのではないかと思ひましたのです。</p> <p>例えば今回のこの審議会に区民公募で応募された方々もたくさんい</p>

	<p>ると思うのですけれども、こういった「聴くオフ・ミーティング」の「みんなの公園を気持ちよく使うには？」というのは、きっと子どものことも考える方がたくさんいらっしゃると思うのですけれども、そういうところに情報を何とか届けられるような仕組みがもうちょっとあったらいいのかなと思いました。部署と全く違うところだから情報がなかなか行き届かないということではなく、子どもに関連することとか、そういうことを網羅できるような仕組みが欲しいなと思って発言させていただきました。</p>
野村会長	<p>貴重なご意見、ありがとうございました。</p>
谷村委員	<p>この委員構成が気になりまして。全体的に、特にさっきの青少年問題協議会のほうだと居場所づくりの話が中心になっているという話がありましたが、こういうのはNPOとか、民間の専門の人たちがかなりいらっしゃる、杉並にもそういう有名な活動をされているNPO等がある中で、そういうところがなかなか委員構成に入れられないんだなと。そういう方々は呼ばれないのだなと思ひまして、非常にもったいないと思ったのです。何か事情があるのか、選定しづらいのか、どうだろうかと思ひしながら聞いていたのですが、そういう民間の方々も活用したらいいのではないかなと思ひました。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>あと、子どもの参加だとか、子どもの意見を取り入れる仕組みと併せて、これは考えていかなければいけないことかなと思ひますので、これも引き取らせていただいて、どこかで会議のテーマにして、皆さんからご意見をお伺いできる形にできればと思ひます。</p> <p>今日はあまり時間がないので、差し当たり区の現状について資料を出してくださいとお願いしたのですが、比較的小子ども・子育て会議も、青少年問題協議会も、法の所掌範囲を大幅に逸脱して何でもやってやろうというチャレンジングな会議ではなく、かなり真面目に取り組んでおられるということでした。逆に言えば、法律、縦割りの形になっている部分もあるので、こども基本法下の総合的に子ども施策を推進する際に、どういう仕組みにしていったらいいのだろうかということをこの審議会と皆さんと考える機会をいづれきちんと持てればと思ひている次第です。</p> <p>では、③「現在の子ども施策の進行管理・検証の仕組みについて」もまた先に送っておくこととして、次に、次第2（2）の「子どもからの意見聴取の取組・内容について」ということで、ご報告を頂ければと思ひます。</p>
子ども政策担当課長	<p>それでは、「子どもからの意見聴取の取組・内容について」ご報告させていただきます。</p> <p>まず、①「区ホームページ及び児童館における意見募集集計結果について」でございます。資料6-1をご覧ください。</p> <p>本件につきましては、前回の審議会でもお知らせをさせていただきましたとおり、昨年11月にすぎなみフェスタで実施した意見募集に加えて、年末まで区のホームページ上と各児童館等においても同様のテーマで意見募集を行ってまいりました。</p> <p>前回の審議会では、児童館等での意見については集計途中の数をご報告いたしましたが、この度、全ての集計が終わりましたので総数をご報告いたします。集まった意見は資料に記載のとおり4,300件余で、フェ</p>

	<p>スタが 383 件になっておりますので、ホームページ上と児童館等で 4,000 件近いご意見を集められたということになります。</p> <p>意見全件につきましては、別途お配りしております A3 判の資料に記載のとおりですけれども、この中のもので主なものについて資料の 6-2、6-3 のようなイメージとしてまとめ、お手元にご配付させていただくとともに会場の壁にも貼り出しておりますので、ご確認いただければと思います。</p> <p>それから、②「3月に実施を予定している意見聴取等」につきまして、資料 6-4 でご報告をさせていただきます。</p> <p>まず、1 点目としまして、「区内の特別支援学校での意見聴取・施設見」学につきましては（1）、（2）に記載のとおり 3 月 5 日は東京都立永福学園、3 月 8 日は区立済美養護学校ということで予定をしております。今、メールで参加希望を募らせていただいているかと思っておりますけれども、昨日までにお手を挙げてくださった委員の皆様の数人数はそれぞれ記載のとおりです。</p> <p>続きまして 2「区立中学校での意見交換会」でございます。前回の審議会で中学校での意見聴取の回数がなかなか伸びていないというご意見を頂いていたかと思うのですが、それを受けまして、中瀬中学校の学校支援本部からぜひともお手伝いさせていただけないでしょうかということでお申出を頂き、急遽、記載の日付、時間でやることとなったものでございます。</p> <p>内容につきましては、記載のとおり、1 年生から 3 年生全ての学年全員による異学年グループワークということでなかなかの人数になりまして、1 グループ 5～6 人で 50 グループ、これを 2 回実施するということになっております。</p> <p>昨日、支援本部の方と打ち合わせをした内容は記載されているとおりになりますが、当日は、学校が依頼するファシリテーターが入って全体進行を行います。開催が 3 月 6 日ですので、次回の審議会のときにご報告させていただければなと思っております。</p> <p>次に 3「区内の私立学校での意見交換会」でございます。ここでは、文化学園大学杉並中学高等学校にお申出を頂きまして、内容につきましては記載のとおり進めていくということでございます。</p> <p>なお、1 につきましては、田村委員にいろいろご調整を頂きまして、3 については谷村委員が当日、進行等もやったださるということでご準備を進めていることを申し添えさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
野村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから予定している意見聴取について、私へも参加依頼が来たのですけれども、どうしても予定が合わなくて、皆さんにお願いをします。職員の方もこの間いろいろワークショップをやられていて、かなりスキルも上がっていると思いますので、有意義な意見が聴取できるかなと思っています。</p> <p>今、条例をつくるというところで、そのための事業としてこれだけたくさん子どもからの意見聴取をやられているのだと思うのですよね。このやっていることは本当に素晴らしいなと思うと同時に、特に言葉が足らずに一言で書いてあることを軽視せずに、そこにどういう意味が含まれているのか読み解いていくことも大人の力量が試されているところでもあるので、丁寧に読んでいく必要があるかなということと同時に、</p>

	<p>条例をつくるという課題がなくなった後にこれがしぼんでいかないように、子どもの意見を聴取する仕組みも条例の中にうまく取り込んでいければいいかなと思ったりしています。</p> <p>よろしいですかね。何かございますでしょうか。</p>
田村委員	<p>1の(1)、(2)、「特別支援学校での意見聴取・施設見学」のところ、かなりタイトなスケジュールの中で組んでいただいて、ありがとうございます。どうしても年度が変わると、PTAの役員ですとか、もしかしたら先生も変わってしまうということで、年度内にやらないと多分ゴールデンウィーク明けぐらいまでできなくなるだろうということで、ちょっと無理をお願いしてやっていただきました。</p> <p>永福学園は肢体不自由と呼ばれる、自分で体を動かすことが困難な子どもたちが通っているところになります。2番目の済美養護学校のほうは、中度から高度の知的障害と判別された子どもたちが通っているところになりますけれども、どちらも自分の気持ちを言葉で表現することが難しい子どもたちが主に通っている学校になります。今まさに子どもの意見を聞こうという話の中で、自分の気持ちを言葉で表現できない子どもたちにどうしていくかというのはなかなか答えが難しいところだと思いますので、ぜひ実際の子どもたちを見て、皆様からアイデアが出たらと思って、たくさんの方にお会いいただければと思っております。</p> <p>あと、子どもたち自身からは意見が聞けないということで、PTAのほうに協力いただきまして、保護者を集めていただいております。保護者自身、いろいろな思いもあるのですけれども、保護者自身が孤立して、また、保護者も育っていく中で障害のある方と接したことがある方ばかりではありませんので、保護者自身が子どもの権利を残念ながら侵害してしまうということも十分あり得るかと思っておりますので、そういった視点からも保護者との意見交換の中で、どうしたら一番身近な保護者が意見を言えない子どもたちを守れるようになるかということも含めて意見交換できればと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。ご参加できる方はぜひよろしく願いいたします。</p> <p>場合によっては、何か絵を描いてもらうとか、それは難しい？</p>
田村委員	<p>肢体不自由の子は難しい子が多くて、視線入力などができる子もいますというくらいですね。</p>
野村会長	<p>知的のほうは。</p>
田村委員	<p>知的のほうは、大半は絵を描いたりすることや、何らか制作をしたりすることはできるとは思いますが、それもふだん接している先生なり保護者なりが本人の様子から、これは本人にとって楽しい気持ちなのかと推測する程度で、本当に本人が思っていることなのかどうかは自信がないところではありますので、そういう中で、どうしても町なかでは冷たい目を向けられることもありますので、どうしたら社会の一員として守っていけるかということを考えられたらと思います。</p>
野村会長	<p>好きなところの絵とか、好きな色とか。</p>
田村委員	<p>色ぐらいですかね。なかなか道具もうまく使えない子も、知的障害の子であっても握るのが難しく、先生たちもいろいろな道具を工夫して、何とかペンを持たせたり、できない子は手にインクをつけてというような形になります。</p>
野村会長	<p>逆に言えば、学校に行って、どういうふうにしたら子どもたちの意見が</p>

	<p>聞けるかということをお話をお聞きするのもいいかもしれません。</p> <p>子どもたちの様子と保護者の皆さんのご意見と、それから、どうしたら子どもたちの思いとか考えとか意見を聞けるのかということのヒントをもらってくることでいいのかなと思いました。でも、セッティングしていただきまして、どうもありがとうございます。</p> <p>ほかに何かございますでしょうか。ご都合のつく方はぜひ。</p>
板垣委員	<p>先日の会議で、意見を聞くという取組の中で、フリースクール、さざんかとか、そういったところへは意見聴取は行かないのかなと思ひました。</p>
子ども政策担当課長	<p>今、3月の上旬から中旬で、この件数が入ってきておりました、なかなかスケジュールがタイトになっております。お申出を頂いたところですか、調整ができたところからやっておりますので、今後のご要望として承っておきまして、可能な限り対応はしていきたいと考えております。</p>
野村会長	<p>行かないと決めているわけではなくて、行けるところから行っているという形なので、もしうまく合えばよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、最後の議題になります。次第(3)「基本構想及び総合計画・実行計画の改定について」ということで、区から説明を頂ければと思います。</p>
子ども政策担当課長	<p>ご説明の前に、先ほどご説明した資料6-4の2と3に関する補足ですが、委員の皆様方の見学は可能と伺っておりますので、また別途ご希望を調査させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、次第の(3)「基本構想及び総合計画・実行計画の改定について」のご説明をさせていただければと思います。恐れ入りますが、資料7、8、9を一部ご覧いただく場合もございますので、お出しただければと思います。</p> <p>まず、子どもの権利を保障するための「区の責務」に関連しまして、現在、区では子ども施策はどのような体系に基づいて取組を進めているのか、実施されているのかご説明させていただければと思います。</p> <p>区では、今後の社会経済状況の変化を見据えて、実効性や実現可能性を鑑み、策定からおおむね10年の将来を見据えまして、令和4年度を始期とする「基本構想」を令和3年度に策定いたしました。資料7は資料番号の表記がないのですが、お手元の「杉並区基本構想」というカラー刷り表紙の冊子をご覧いただければと思います。</p> <p>おめくりいただきますと、「目指すまちの姿」として、「みどり豊かな住まいのみやこ」と銘打ちまして、その中でもこれを実現するために注力すべき分野を8つ設定いたしました。その分野の1つに「子ども」を掲げまして、その将来像を14ページに書かれている「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」といたしまして、その実現に向けて施策を展開しております。その他の分野につきましては後ほどご覧いただければと思います。</p> <p>今、ご説明しました基本構想の大きな目標に向かって分野を8つ設定し、各々に掲げた目標の実現を目指すに当たり、具体的にどうしていかうかというのが資料の8番「杉並区総合計画」と「杉並区実行計画」になります。</p> <p>まず長期的な視点に立った「総合計画」において各施策を設定し、中でも、特に推進していくべきものを財政的な裏づけを持たせた「実行計画」として計画化をいたしました。総合計画は令和12年度、実行計画につきましては短期的なものになりますので、令和8年度までの期間で計画化しております。</p>



この中の子どもの分野における施策、計画事業ですけれども、まず、全体の体系でいきますと7ページ以降に分野別の施策・事業体系がございまして、9ページの一番右側に「子ども」分野といたしまして、施策の18、19、20、21と4つの施策がございまして、その各施策の下にぶら下がっているのが計画事業となります。また、10ページに「学び」分野といたしまして、教育に関する施策や計画事業がございまして、

なお、両計画とも基本構想と同時期に策定され、令和4年度が始期となっております。本来であれば計画期間3年目の令和6年度に見直しを行う予定でございましたが、昨今の社会状況に鑑みまして本年度に見直しを行いました。見直しを行った結果が今お手元に配られている状態のものとなっております。

実行計画の計画事業について資料108ページを見ていただきますと、施策18の1として「子どもの権利擁護の推進」という計画事業がありますが、令和5年度末の取組内容及び達成見込みと、6年度から8年度にかけてそれぞれこういった取組をしていきます、ということが計画化されております。本審議会の設置、運営に関してもここで計画事業化されているというものです。

この子ども分野と同様に、教育委員会関連の事業等につきましては先ほど申し上げたとおり、「学び」分野で施策22から25を設定しております、資料8の126ページから145ページとなりますので、ご覧いただければと思います。

ここまでは、区の全体計画の体系になりますが、これとは別に、その下の下位計画になる分野別計画、個別計画というものがございまして、説明させていただきたいと思っておりますので、資料番号の表記はございませんが、資料9、ピンク色の表紙の冊子「杉並区子ども家庭計画」をお出しいただければと思います。

まず、3ページを見ていただければと思うのですが、先ほど申し上げました基本構想、総合計画、実行計画との関係が体系図により示されておりますが、さらにその下に、「保健福祉分野の計画」という表記があると思っております。この保健福祉分野の計画は何かといいますと、おめくりいただき4ページの下段の「新たな計画」を見ていただければと思うのですが、いわゆる子ども家庭分野を含めた5分野からなる区の保健福祉全般をカバーする計画ということで、杉並区保健福祉計画の内容が記載されています。

保健福祉全般といいましてもエリアが広いものですから、それぞれ地域福祉、障害者、高齢者、子ども家庭、健康医療という5つの分野において、それぞれの法定及び関連した計画を包含して策定した計画を総称して「保健福祉計画」としております。その中の1つである「杉並区子ども家庭計画」については、おめくりいただきまして12ページをご覧くださいと「計画の位置付け」という記載がございまして、この計画に包含される各計画、いわゆる法律に基づいて区市町村が策定する計画でこの計画の中に包含しているというものを記載してございます。

続いて13ページをご覧ください。この計画は総合計画・実行計画の策定を受けて、令和4年度に策定されましたが、こども家庭庁の設置ですとか、先ほど会長からもございましたこども基本法の施行、こども大綱の発出等々の社会状況の変化に鑑みまして、本来であれば包含する「子ども・子育て支援事業計画」との整合を図り、計画期間は5年間ですけれども、現行の第2期「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間中

	<p>であったことから、計画期間を2年間として策定しております。</p> <p>今後、子ども家庭分野の計画改定に当たりましては、こども基本法の理念やこども大綱を踏まえて改定作業に着手をしまいたいと考えております。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
野村会長	<p>ありがとうございました。何かご質問はございますでしょうか。</p>
子ども家庭部長	<p>実はこの基本構想を策定する担当をしていたものですから、それなりの思い入れがあったりしまして、少しだけコメントをつけ加えさせていただきますと思います。</p> <p>今の説明を一度聞いて、「そうか」とならないのは、これは杉並区だけではないと思いますが、行政計画というのは区民の方にとって分かりやすい体系になっていないということをあらかじめおわび申し上げないといけないと思います。</p> <p>ただ、その根本にあるのが基本構想でして、これは今後、杉並区がどういう区になりたいかということを示す羅針盤として定めておりまして、おとし、令和4年1月に発行した冊子でございますけれども、その前の年に区議会で議決を頂いたものでございます。その中に子ども分野というのを1つ設けて、その目標として示したのが今説明をさせていただいた、この冊子でいくと25ページの「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」をつくっていきたいということですので。</p> <p>その中に「取組の方向性」として、既にこの段階で「子どもの権利を大切にし、子どもが主人公となるような取組を進める」ということを掲げておりまして、ここに直接条例をつくるということまでは記載できておりませんが、権利を尊重する、また、子どもたちの声を幅広く吸い上げるということを既に打ち出していたということはございます。</p> <p>この大きな目標を具体化していく作業がそれ以外の計画になってきておりまして、いわゆるツリー構造で一番上に基本構想があり、その下に総合計画があり、さらにそれを具体化する実行計画があると。さらにいろいろな法律ごとに分かれている子ども分野のものをさらに具体的に示しているのが子ども家庭計画という、そういう大まかなところでご理解いただければいいのかなと思います。分かりづらいところがあると思いますので、もしご説明が必要でしたら個別にお問い合わせいただければと思っています。</p> <p>子どもの権利に関する条例を今検討していただいておりますので、この条例が制定された場合には、条例に基づいて今後具体的に区が何をやっていくのかということは改めて考えないといけないだろうと思っています。</p> <p>実はちょうど今、資料8の総合計画・実行計画の改定案が出来上がりましたので、改定をするということで、これから議会に報告します。本来であれば、今条例をつくらうとして皆さんにご議論いただいている中で計画の改定をやるというのは、順番が逆ではないかというお叱りも受けるかなとも思うのですが、区としては、基本構想に基づく総合計画・実行計画の見直し・改定と、条例の制定に向けた議論を同時並行で進めている形になっております。</p> <p>改定する計画にも、子どもの権利擁護ですとか、子どもの意見表明のことなども書かせていただいておりますが、これも決して皆さんの今の議論を邪魔するものではなくて、その計画の改定をやっているから、そ</p>

	<p>の中に閉じこもって条例の検討をしていただきたいということではなくて、まさにそこは今皆さんに議論いただいている、どういう条例にしていきたいか、新しい条例にこんなものを盛り込んでいきたいというものは自由にご議論いただいて、区にご答申を頂きたいということでございます。これは計画の改定が、いろいろな事情があって何年に計画改定をする、次は何年に見直しをするというのがあらかじめ決まっているところもあって、整合性がうまくとれない部分もあるのですが、区としては、今回の条例の皆さんの議論については最大限尊重していきたいということでご議論いただいているということですので、その辺りについては少し補足というか、分かりづらいことのおわびを含めて、させていただいた次第です。</p>
野村会長	<p>ありがとうございました。何かご質問はありますか。</p> <p>行政計画については無理に分かろうとしなくてもよいでしょう。少なくとも言えることは、区が悪いのではなくて、法律が悪くて、法律ができるたびにその法律に基づく計画をつくれという話になるのですよね。そうすると、その法律ごとの計画が乱立していつて、それが自治体の総合行政を邪魔していくということだろうと思います。なので、結局、法律ごとにやってもだめだよということから計画の一体化の話になっているのだろうと思います。</p> <p>こども基本法自身もその他の法に基づく計画等と一体的に策定することができるようになっていて、もちろん法律を実施することは大事ですけども、まさに子どもにとっての総合的な子ども施策の推進という意味では、子どもにちゃんと届いているかという観点から計画がつけられることがとても重要なのかなと思います。今後、子どもの権利にとってどうなのかということを考えながら進めていければなと思います。</p> <p>ということで、一応予定していた議題及び報告等は以上ですが、最後に次第3「その他」、今後の進め方について、よろしく願います。</p>
子ども政策担当課長	<p>それでは、事務局から今後の進め方についてご連絡させていただければと思います。</p> <p>先ほど会長からご提案のございましたワーキンググループですけれども、事務局と野村会長の日程をあらかじめ確認させていただき、誠に恐縮ではございますけれども、3月1日金曜日、18時30分から、区役所の本庁舎の会議室で行いたいと思います。オンラインでの参加も可能な限り対応したいなと思っておりますので、急な日程の提示で申し訳ないのですが、大丈夫ですよという方は後ほど構いませんので、よろしく願いたいと思います。</p> <p>次に、次回第5回の開催については、前回もお知らせをさせていただきましたが、3月14日木曜日、18時30分、これも区役所内の会議室を予定しております。改めて通知させていただきたいと思いますので、よろしく願います。</p> <p>それでは最後に、宣伝とお知らせになりますが、今年の11月よりスタートした「子どもワークショップ」ですけれども、今年度末の3月30日土曜日の、午前中に開催する第4回をもちまして最終回を迎えます。この回では、子どもたちが考えて取り組んでまいりました内容につきまして、区長に報告をする、いわゆるプレゼンを行う会として設定しております。委員の皆さんにも可能であればぜひご同席をいただければなと思います。こちら別途アナウンスいたしますので、よろしく願います。</p>

	<p>もう1つ、この「子どもワークショップ」は実はシーズン2と銘打ちまして、3月24日を第1回目としまして夏場の8月まで、今回は少し長丁場になるのですが、開催を予定しております。ただ今職員が参加者募集のチラシをお配りさせていただきましたが、先ほどの広報の2月1日号の3面でも募集をかけさせていただいております、定員30名に対して本日までに19名でしたか、お申し込みをいただいているところです。まだ定員まで枠がありますので、もしお近くに参加をしてみたいなという方がいらっしゃいましたら、ぜひお声かけをしていただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
野村会長	<p>ありがとうございました。こういうチラシを見るたびに、「なみすけ」っていいですね。非常にいいなと思います。</p> <p>さて、予定をしていた議題は以上ということになります。若干2時間を過ぎましたけれども、今日はこれで第4回審議会を終了したいと思います。皆さん、どうもご苦労さまでした。</p>